

福島原発事故における「刑事責任なし」とした

東京地裁判決は許せません！

誰も責任を取らない仕組みは未来に無責任

9月19日、東京地裁刑事4部（永淵健一裁判長）は、福島原発事故における東電元幹部3名の刑事責任を問う裁判において「無罪」を言い渡しました。この判決は、東電最高経営層としての責任を認めないばかりか、これまで法廷で明らかになった津波の予見可能性すら否定し、国の責任をも免罪を意味する酷い内容で、到底認めることはできません。その判決の問題点、不当性を明らかにします。

判決の問題点（その1）～原発事故の被害者のことにほとんど触れていません

この裁判は、福島原発事故の責任を問う裁判にもかかわらず、判決において原発事故の影響で亡くなられた被害者についてほとんど触れていないことです。永淵健一裁判長は、被害者代理人が現地調査を申し入れたにもかかわらずこれを棄却しています。裁判の対象は避難の途中で亡くなった双葉病院等の入院患者だけでなく、4万人を超える避難者、放射能・健康被害者など多くの多くの被害者がいることを裁判官は見えているのでしょうか？

避難者「怒りどろり」



「母は東電に殺された」と公判で証言

判決の問題点（その2）～この事故がなぜ起きたのかの本質に迫らず、問題点を逸らしています。

指定弁護士が論告で明らかにしているように「東京電力の最高経営層においては、多額の資金を使いたくない、福島第一発電所も停止したくないという経営判断があったこと」により引き起こされた犯罪であるにもかかわらず、裁判所は、判決では「原発の有用性」を持ち出してこれを優先することでその責任を免罪していることはフェアではありません。

勝俣恒久元会長は、「東京電力の社長・会長を務めていた者として改めてお詫びする」とコメントしていますが、騙されてはいけません。彼は現在も原発推進機関の役員になって推進しています。川内原発再稼働において、日本電気協会の基準（J EAG）が原子力規制委員会の再稼働審査の際の「専門的知見」として採用されているのです。

あれほどの大事故の責任を、だれも取らないなんておかしいべ！！



武蔵 一郎 元東電電力副社長

被災者の泣きつる方を
眺むれば
ただ原発の影ぞ残れる
(解説) 被災者が悲痛にくれて
泣く声が聞こえるので、その方
角を眺めると、ただ壊れた原発
の巨大な影が残っているだけ
だった。



勝俣 恒久 元東電電力会長

みちのくの福島原発
たれゆえに
壊れ壊れし われは知らねど
(解説) みちのくにある福島原発は
誰のせいでも壊れ壊れたのだらう
か。私は知らないけど。



武蔵 栄 元東電電力副社長

福島に、地震津波が
襲い来て
原発壊すを 天災というらむ
(解説) 大地震と大津波が襲って来て
福島原発を壊したが、あれは天災とい
うもので、私たちが管理者に責任はない
だらう。

つらまえ
面構
一般市民により福島原発事故
の責任を問われた人たち
（右）元東電電力副社長

9/30 指定弁護士は

控訴しました！

判決の問題点 (その3) ~裁判で明らかになったことを見ず、東電、国に都合の良い判断をしています

この津波ハザード解析は、津波評価部会メンバー (約半分は電力社員、地震の専門家はごく少数) へのアンケート結果をもとにしているから、その結果には限界がある。JNES が震災後に計算しなおしたら、一桁違う値が出ている。この程度の根拠しかない数値を根拠に長期評価の信頼性を判断するのは暴論だ。
(フリージャーナリスト: 添田孝史さん)

日本原電や東北電力の備えは「極めて高度な安全性」を求めた過剰なもので、運転停止どころか簡単な対策さえもしなかった東電こそが「合理的」とでも言うのだろうか。(同上)

産業技術総合研究所の岡村行信氏が 09 年 6 月、地震想定をめぐる保安院の審査で貞観津波の考慮を求めています。東京電力がこの津波の原因となった貞観地震について全く触れていないのは問題であると指摘、津波審査のやり直しを要求しています。

総じて、このような判決では再び事故は起き、責任は免れる

そもそも、東電が耐震バックチェック (2006 年) の報告をきちんと 2~3 年以内行っておれば事故は軽減できた。2008 年 3 月 (15.7m 津波計算結果) を始期にするのは筋道が違っている。

今回の判決は、国 (原子力規制委員会) の不十分な規制行政についてこれを容認し、お墨付きを与えるものです。これでは、地震や火山などで「想定外」の事故が起きても事故の責任は誰も取らなくて済むことになります。電力事業者の原発運転における高度な責任性をないがしろにする、このような東京地裁の判決こそ取り消さなければなりません。

マスコミ、識者から批判、疑問の意見

朝日新聞

9/20 記事 見出し一甘かった国の規制
原発稼働前提 東電となれ合い

* 結局、保安院は「長期評価」を全面的に規制に採り入れることなく、安全対策工事への着手も工事が完了するまでの運転停止も求めなかった。

* 国会事故調は、規制当局が専門性で上回る電力会社の「虜」となり、原発を停止しない前提で「規制の落としどころを探り合っていた」と指摘。電力会社の自主的対応を許し、「直接的回避してきた」と批判している。

そのことにより、東電は耐震バックチェックの最終報告を 2016 年 2 月まで延期した! (2009 年 2 月「御前会議」)

日経新聞

「無罪」で終わらぬ東電の責任 (9/20)

* 事故がもたらした結果の重大性を考えれば、だれ一人責任を問われない判決は市民感覚として腑に落ちるものではない。

* 法人に刑罰を科す制度を導入することの可否を含め、刑罰法令や強制起訴のあり方を見直す時期に来ている。

元政府事故調柳田邦男さん—あるべき安全思想欠く判決 (9/20)

安全論の逆説的格言に「法規枠組みだけで仕事をしていると事故が起こる」というのがある。東京電力経営陣の刑事責任を問う裁判の判決を傍聴していて、この格言はやはり正しかった。(朝日新聞)

「長期評価」の信頼性

・「長期評価」の見解は具体的な根拠が示されておらず信頼性に乏しいと評価されていたところ、このような「長期評価」に対する評価は、相応の根拠のあるものであったというべきである。(判決要旨 P32)

予見可能性について

(規制のあり方)・「極めて高度の安全性をいうものではなく、最新の科学的、専門的知見を踏まえて、合理的に予測される自然災害を想定した安全性であって、そのような安全性の確保が求められていた」(P36)

・「電力社内、他の原子力事業者、専門家、政機関のどこからも、対策工事が完了するまでは本件発電所の停止すべきである旨の指摘もなかったことに照らせば、これら関係者にとっても同様であるべきと見るべきであって…」(P39)

情報収集義務 (情報補充義務)

被告ら 3 名は、基本的には担当部署から上がってくる情報や検討結果等に基づいて判断すればよい状況にあった」(P40)

福島原発刑事訴訟支援団の HP に詳しい資料が載っています。 <https://shien-dan.org/>

東京新聞

9/20 「解説」—取るべき対策あったはず

* 旧経営陣が現場社員の警告に真摯に耳を傾けていれば、原子炉を冷やすための電源を高台に移すなど改善の策は取れたはずだ。そうすれば原発の運転を止めなくても被害は軽減できたに違いない。

社説 9/20 「人災」の疑問は残る

* 08 年の地震予測が出たときも、東北電力は津波想定の見直しを進めていた。ところが、この動きに対し東電は東電力に電子メールを送り、津波対策を見直す報告書を書き換えるように圧力をかけた。両社のやりとりは公判で明らかにされた。

読売新聞

9/20 規制委 事故当事者の自覚欠ける

* 規制委の担当者は、東電旧経営陣が法廷で「知らなかった」「根拠がなかった」と証言した点を指摘。「カンパニー化で経営陣の責任があいまいになりかねないと思った」と打ち明ける。

9/20 社説 ゼロリスク求めなかった判決

* 東電絵が社会の信頼を回復するには蓄積されてきた社会からの不信を自らの努力で解消する姿勢を見せることが大前提となる。

2019.10.11

東電の刑事責任を追及する会

ブログ: <https://toden311.at.webry.info/>